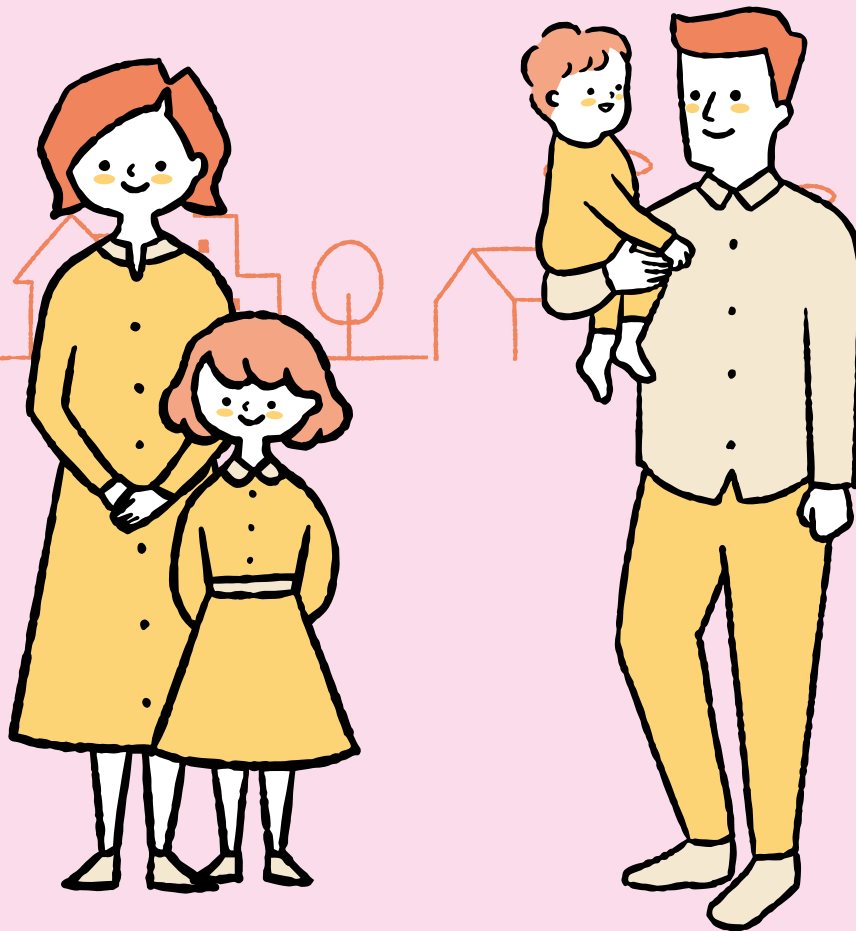


令和 5 年度版

ひ	と	り	親	家	庭	の
		し	お	り		

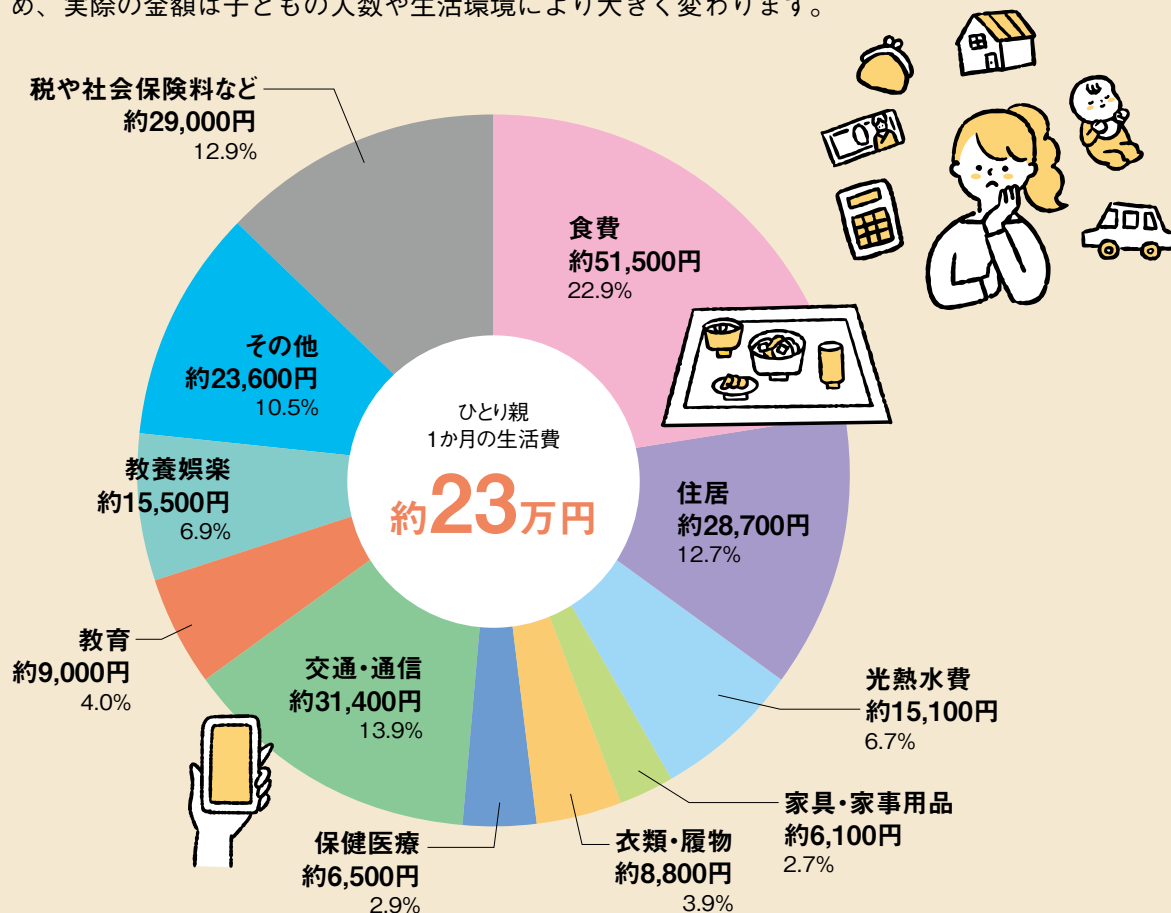


豊橋市子育て支援課

ひとり親家庭の生活費ってどのくらいかかってる？

2021年に国が実施した調査^(※1)によると、ひとり親（母）のおよそ半数が、最も困っていることとして「家計」と答えています。

2019年に国が実施した調査^(※2)によると、ひとり親家庭（母子家庭）の1か月の生活費は約23万円です。下の円グラフは生活費の内訳を示したものです。この金額は平均額のため、実際の金額は子どもの人数や生活環境により大きく変わります。



● あなたの毎月の生活費を見直そう

安心して自立した生活を送るためには、生活に必要な金額を知り、収入と比較することが大切です。まずはこの表に自分の生活費を記入して、収入の安定や節約のためにできることはないか考えてみましょう。

食費	住居	光熱水費	家具・家事用品	衣類・履物	保健医療
円	円	円	円	円	円
交通・通信	教育	教養娯楽	その他	税や社会保険料など	1か月の生活費
円	円	円	円	円	計 円


※1 厚生労働省子ども家庭局「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」

※2 総務省統計局「2019年 全国家計構造調査」

ひとり親家庭への支援

TEL51-2320・2321

ひとり親家庭の方が自立した生活を送ることができるよう、養育費の取り決めや家計、仕事、子どもの学習や親の学びなおし、日常生活などについて支援を受けられます。

ひとり親になる前	ひとり親になってから	
養育費を確保する <ul style="list-style-type: none"> ● 取り決めにかかった費用の助成 ● 取り決め方法などの講習会 ● 電話相談、弁護士や司法書士による法律相談 	家計をおぎなう <ul style="list-style-type: none"> ● 手当の支給や医療費の助成、資金の貸付 など 	仕事を探す・収入をふやす <ul style="list-style-type: none"> ● 就職に役立つ資格の習得支援 ● 就労相談 など
	学ぶ・学び直す <ul style="list-style-type: none"> ● 子どもの学習支援 ● 就学援助 ● 高卒程度認定試験合格支援 など 	生活をとのりえる <ul style="list-style-type: none"> ● 家事援助 ● 親子交流会 ● 家計管理などの講習会 ● フードバンク など

● あなたの今と将来の収入をイメージしよう

子どもが高校を卒業すると、手当や助成がなくなっていくます

子の成長	小学生	中学生	高校生	進学・就職	
収入	仕事	円			
	養育費	円 高校卒業まで*		※一般的な年数です。 例えば大学などに進学した場合、その卒業まで。	
	児童手当	円 子が15歳になった年の年度末まで			
	児童扶養手当	円 子が18歳になった年の年度末まで		円	
	年金				65歳～
	その他	円			
その他の支援	医療費助成(親と子)	円 子が18歳になった年の年度末まで			
	親族等の支援	例えば親の場合、現役で働くのは何歳まで？ 70歳以降は介護の可能性も考える。		円	
	その他				円

もくじ



01	ひとり親になる前に知っておこう _____	6
	養育費の取り決めにかかった費用の助成	6
	離婚前後親支援講習会	7
	ひとり親家庭等生活支援講習会	7
02	お金のはなし _____	8
	各種手当の支給（児童扶養手当など）	8
	母子父子家庭等医療費の助成	11
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	12
	旅客鉄道株式会社（JR）の通勤定期運賃の割引	13
	ひとり親家庭住宅支援資金	13
	税の控除について	13
03	仕事のはなし _____	14
	母子・父子自立支援員による就労支援	14
	母子家庭等就業支援センターの各種事業	14
	母子家庭等自立支援給付金	15
04	学びのはなし _____	16
	子どもの学習支援「学習教室ステップ」	16
	高等学校卒業程度認定試験合格支援	17
	その他の支援（就学援助・奨学金など）	17
05	生活のはなし _____	18
	子育て短期支援（ショートステイ・トワイライトステイ）	18
	ファミリー・サポート・センター	18
	ひとり親家庭等日常生活支援	18
	その他の支援（保育園・児童クラブ・フードバンクなど）	19
	豊橋市母子福祉会のご案内	19

ひ	と	り	親	家	庭	等	の	方	の
			自	立	の	た	め	に	

この冊子では、ひとり親家庭等の方が安心して自立した生活を送るために

知っておきたい、さまざまな支援制度を紹介しています。

これらの制度を有効に活用し、生活の安定・向上にお役立てください。

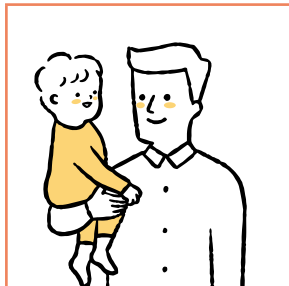
ひとり親家庭等とは…

母子家庭、父子家庭、寡婦の方のことを言います。



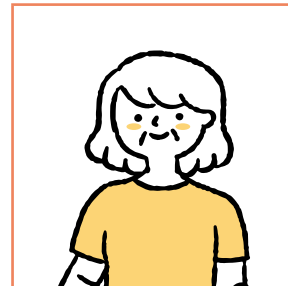
母子家庭の母とは

母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない女子（配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等、または婚姻によらないで母となった等）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



父子家庭の父とは

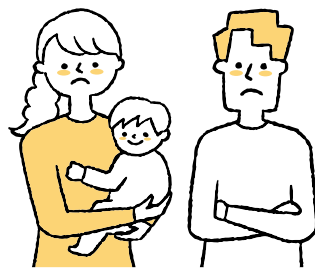
母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する配偶者のない男子（母子と同様）で、現に20歳未満の児童を扶養している方



寡婦とは

配偶者のない女子（母子と同様）であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

ひとり親になる前に 知っておこう



養育費の取り決めにかかった費用の助成

TEL51-2320

ひとり親家庭の子どもの生活の安定と健やかな成長のため、公正証書や調停により養育費の取り決めを交わした場合の費用を助成します。

1 対象となる方

市内に居住し、助成金の申請時に20歳未満の子どもがいるひとり親で、次のすべてに当てはまる方

- 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している
- 養育費の取り決めにかかった費用を負担している
- 取り決めの対象となる子どもを実際に養育している

2 助成の対象となる費用

- ① 養育費取り決めのための公正証書（支払いをしなかったときは強制執行ができるようにされているもの）の作成にかかる手数料
 - ② 養育費請求調停や夫婦関係調整調停（養育費の取決めを含む場合に限り）の申立てのための収入印紙代
 - ③ 上記①②の手続きに必要な戸籍謄本などの取得費用、郵便切手代
- ※弁護士費用は対象外です。

3 助成金の額

実際にかかった経費の額（上限27,000円）

4 助成金の申請期日

- 公正証書作成の場合、公正証書作成日から1年以内
- 養育費請求調停の場合、調停成立日または家庭裁判所による審判日から1年以内
- 夫婦関係調整調停の場合、離婚日から1年以内

5 申請に必要なもの

- 戸籍謄本または抄本（申請者と、申請者が養育している子どもが記載されているもの）
- 助成対象経費の領収書、レシートなど
- 公的機関が作成した養育費の取り決めに関する文書（公正証書などの債務名義）
- 申請者名義の金融機関の通帳など、助成金の振込先がわかるもの

離婚前後の方を対象に、養育費や面会交流に関するセミナーを実施します。

開催日時（予定）	テーマ（予定）	講師
令和5年11月19日（日） 午後1時	養育費のための公正証書	行政書士 竹之下 シゲキ

養育費について法律相談を希望の方は、P.15「4 法律相談」を参照して下さい。

《定員》 30名

《参加費》 無料

《申込み》 令和5年10月2日（月）受付開始。詳細は「豊橋市ひとり親家庭支援LINE」で配信します。

ひとり親家庭等生活支援講習会

TEL51-2320



ひとり親家庭の親子が安心して生活するために役立つセミナーを実施します。

開催日時（予定）	テーマ（予定）	講師
令和5年7月8日（土） 午前10時	親子で考える教育資金	ファイナンシャルプランナー 尾関 さゆり
令和5年9月17日（日） 午前10時	ハッピーライフを目指す人生設計講座	ファイナンシャルプランナー 前田 紳詞
令和5年11月26日（日） 午前10時	離婚しても子どもの笑顔を守るために	愛知県母子父子寡婦福祉連合会 山本 広枝

《対象》 ひとり親の方、離婚を考えている方

《定員》 各回30名

《参加費》 無料

《申込み》 随時受付中。詳細は「豊橋市ひとり親家庭支援LINE」で配信します。

未成年の子どもがいる夫婦の離婚について

未成年の子どもがいる夫婦が離婚するとき、「親権者」「養育費」「面会交流」の3点について話し合っておくことが重要です。

後でトラブルにならないように、口約束ではなく書面（できれば「公正証書」）に残しましょう。話し合いができない場合には、家庭裁判所への調停や審判の申立てができます。

親権者

未成年の子がいる夫婦の離婚では、子の親権者を決めなければいけません。

養育費

次のようなことを、きちんと取り決めましょう。

- 金額 ● 支払い時期 ● 支払い期間
- 支払い方法 ● その他（子の病気や大学進学費用など）

面会交流

次のようなことを、きちんと取り決めましょう。

- 会う頻度と方法 ● 場所や受け渡し方法
- 父母の連絡方法 ● その他（学校行事への参加など）

子どもが複数いる場合には、それぞれの子どもに、できるだけ具体的に取り決めます。

※養育費について強制執行を行うには「強制執行を承諾する」という書面による承諾事項が必要です。

お金のはなし



各種手当の支給

TEL51-2320

ひとり親家庭等の生活の安定や経済的自立、児童の健全育成を促すため、離婚などの後の一定期間各種手当を支給します。

1 対象となる方

次のいずれかに該当する児童を実際に養育している父、母または養育者の方

- 父母が離婚
- 父または母が死亡
- 父または母が重度の障害者
- 父または母が行方不明
- 父または母から1年以上遺棄
- 父または母が1年以上拘禁
- 婚姻によらないで出生
- 父または母が配偶者からの暴力(DV)で裁判所から保護命令を受けた方
- 父母がいない児童

受給者・児童が公的年金（遺族年金・障害年金・老齢年金など）を受給できる場合

- 児童扶養手当は公的年金額を差し引いた額が支給されます
- 愛知県遺児手当は受給できません
- 豊橋市母子父子福祉手当は影響を受けません

※令和3年3月より障害年金受給者のみ、公的年金額の併給調整の方法が変わり、児童扶養手当が受給できる可能性があります。

手当を受けられなくなる時

あなたが…

- 婚姻の届出をしたとき
- 婚姻の届出をしなくても、事実上の婚姻関係（異性との同居や定期的訪問、生活費の援助を受けるなど）となったときや、児童の父親、母親代わりにしてくれる方がいるとき
- 児童を扶養しなくなったとき
- 市外に住所を移したとき（継続して受給する場合は、転出先での手続きが必要です）

子どもが…

- 里子になったとき、または児童福祉施設など（通園施設は除く）へ入所したとき
- 父または母に扶養されなくなったとき
- 児童の父（父子の場合は母）と生活費を共有しているとき

ご注意ください!

- 手当を受給中に上記のような状態になった場合は、すぐに子育て支援課までお越しください。詳しく状況を聞き取りさせていただくとともに、届出が必要となります。
- 手当の受給資格がなくなったのに届出をしないまま手当を受給し続けた場合は、児童扶養手当法などの規定に基づき、その期間の手当金額を返納していただきます。
- 虚偽の申告により手当を受給した場合は、罰則があります。
（参考）児童扶養手当法第35条（罰則）偽りその他不正の手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処する。

2 手当の申請

申請までの流れ

- ①説明…制度内容や、手当を受給する際の留意事項を説明
- ②面接…ひとり親家庭になった経緯や所得状況、今後の子どもの養育状況などの聞き取りなどにより受給資格があるか確認し、申請に必要な書類を案内
- ③申請…全ての必要書類が揃ったら、子育て支援課で申請
 - 各手続きの所要時間は1時間程度です。時間に余裕をもってお越しください
 - 手続きには必ず申請者ご本人がお越しください。代理人の申請はできません

正確な受給資格の認定と給付額の決定のために、申請者のプライバシーに踏み込んだ質問をすることや、必要に応じ実態調査などを行うことがありますので、あらかじめご了承ください（プライバシーは保護されます）

3 手当の種類

① 児童扶養手当 … 子どもが18歳に到達する年度の終了まで支給対象

(子どもに一定の障害がある場合は20歳未満まで延長)

手当額

養育児童	全部支給 (月額)	一部支給 (月額)
1人目	44,140円	44,130～10,410円 【所得額により設定】
2人目	10,420～5,210円を加算	
3人目以降	児童1人につき6,250～3,130円を加算	

手当の支払い日(申請した日の属する月の翌月から支給)

支払日	支払月分	支払日	支払月分
11月15日	9・10月分	5月15日	3・4月分
1月15日	11・12月分	7月15日	5・6月分
3月15日	1・2月分	9月15日	7・8月分

○全国消費者物価指数の変動により手当額が変わる場合があります

○支払日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日

児童扶養手当の一部支給停止について

「支給開始から5年」と「支給事由(離婚など)発生から7年」とを比較して、いずれか早いほうから手当額が2分の1に減額されます。ただし、就業をしているなどの要件に該当する場合には、手続きにより減額が免除されます。

② 愛知県遺児手当 … 子どもが18歳に到達する年度の終了まで支給対象

手当額

支給開始から	児童1人につき
1年目～3年目	4,350円(月額)
4年目～5年目	2,175円(月額)
6年目以降	支給はなくなります

手当の支払い日(申請した日の属する月から支給)

支払日	支払月分	支払日	支払月分
11月25日	9・10月分	5月25日	3・4月分
1月25日	11・12月分	7月25日	5・6月分
3月25日	1・2月分	9月25日	7・8月分

○支払日が金融機関休業日の場合は、その前の営業日

③ 豊橋市母子父子福祉手当 … 子どもが18歳に到達する年度の終了まで支給対象

手当額

支給開始から	児童1人につき
1年目～3年目	2,300円(月額)
4年目～5年目	1,200円(月額)
6年目以降	支給はなくなります

手当の支払い日：児童扶養手当と同じ (申請した日の属する月から支給)

- 就業することが困難な状態などの要件に該当する場合には、手続きにより手当の減額・喪失が免除されます
- 支給開始から3年目・5年目を迎える受給者には通知文を郵送します

※いずれの手当も令和4年11月分～令和5年10月分手当は令和3年分、令和5年11月分～令和6年10月分手当は令和4年分の所得で判定・算定します。

詳しくは次ページ参照

4 所得の制限

受給資格者またはその扶養義務者の前年の所得が下表の所得限度額を超える場合、その年度（11月から翌年の10月まで）は、手当の全部または一部の支給を停止します。

（ ）内の金額は、給与収入のみの場合の参考収入額です。

扶養親族数 (税法上の扶養人数)	受給資格者の所得限度額 (円)		扶養義務者*の 所得限度額 (円) (この金額以上の場合 全部停止)
	全部支給 (この金額未満の場合 全部支給)	一部支給 (この金額以上の場合 全部停止)	
0人	490,000 (1,220,000)	1,920,000 (3,114,000)	2,360,000 (3,725,000)
1人	870,000 (1,600,000)	2,300,000 (3,650,000)	2,740,000 (4,200,000)
2人	1,250,000 (2,157,000)	2,680,000 (4,125,000)	3,120,000 (4,675,000)
3人	1,630,000 (2,700,000)	3,060,000 (4,600,000)	3,500,000 (5,150,000)
4人	2,010,000 (3,243,000)	3,440,000 (5,075,000)	3,880,000 (5,625,000)
5人	2,390,000 (3,763,000)	3,820,000 (5,550,000)	4,260,000 (6,100,000)

*扶養義務者とは、同居する父母、祖父母、子、孫、兄弟姉妹のこと

- 前年中に児童の父（父子の場合は母）から養育費を受けていた場合、その8割を所得に算入します
- 給与所得・年金所得については最大10万円の控除が適用され、その他、一律8万円の控除や障害者控除、医療控除などがあります
- あなたや子どもを税法上の扶養親族としている方がいる場合などは、同居していなくても扶養義務者として扱われることがあります

- 一部支給手当額の計算式（令和5年4月～）

$$\text{手当額} = 44,140\text{円} - (\text{申請者の所得額} - \text{全部支給の所得限度額}) \times 0.0235804$$

5 現況届・所得状況届

毎年、8月1日現在の養育状況や前年の所得状況を審査するため、現況届・所得状況届を提出していただきます。この届は次年度の手当が継続できるかどうか確認するためのものです。したがって、この届を提出されない場合、11月分以降の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。



6 その他の手続き

下記のような状態になった場合、すぐに子育て支援課へお問い合わせください。
届出が遅れますと受給した手当を返納していただく場合があります。

- 手当の対象となる子どもが減ったとき
- 手当の対象となる子どもが増えたとき
- 所得の高い扶養義務者に扶養されるようになったとき、または扶養人数の増減により所得制限額の適用が変更になったときなど（住所が変わったことにより該当となる場合があります）
- あなたや家族が公的年金を受給するようになったとき
- 証書を破損したり紛失したとき
- あなたや家族が住所を変更したとき
- あなたが支払金融機関の口座を解約したとき、支払金融機関を変更したいとき（届出が遅れますと支払も遅れますのでご注意ください）

母子父子家庭等医療費の助成

TEL51-2335



母子・父子家庭等の方が健康で安心して生活を送れるよう医療費を公費で負担します。

1 対象となる方

一定の所得以下*の方で、母（父）子家庭等により、18歳に到達する年度の終了を迎えるまでの児童を扶養している母（父）およびその児童

※児童扶養手当などの所得制限に準じます。ただし扶養義務者の所得審査はありません。

2 助成の対象

保険診療による医療費の自己負担分が無料となります。

3 児童の受給者証について

学齢によって、使用する受給者証が異なります。

未就学児	小学生～18歳到達年度終了
子ども医療費受給者証	母子父子家庭等医療費受給者証



有効期間にご注意ください

毎年8月に更新手続きに関する通知文を郵送しますので、手続きをしてください。手続きがされない場合、11月以降の資格を喪失しますのでご注意ください。

母子・父子家庭及び寡婦の方が自立を図り、家庭生活・職業生活の安定と向上に努めるため、また児童の福祉増進のために必要な資金の貸し付けを行います。

1 対象となる方

①から⑤のいずれかに該当する方

- ① 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない方（母子家庭の母、父子家庭の父）
- ② ①が扶養している20歳未満の児童
- ③ 父母のいない児童
- ④ かつて配偶者のいない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある配偶者のいない女子（寡婦）
- ⑤ ④が扶養している20歳以上の子



2 貸付の申請・審査

- 貸付の申請には、原則、連帯保証人が必要です。修学資金・就学支度資金・修業資金については、児童または子が連帯借受人となります
- 貸付には審査がありますので、必ず貸付を受けられるとは限りません
- 必要書類や条件などは、貸付金の種類により異なる場合があります。貸付決定までに期間を要するため、貸付申請をお考えの方は余裕を持って事前にご相談ください

3 母子・父子・寡婦福祉資金の一覧

貸付金の種類	貸付金の内容	利息
事業開始資金	事業を開始するために必要な設備、材料、商品などの購入資金	無利子 (連帯保証人のない場合は年1.0%)
事業継続資金	現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金	
技能習得資金	事業開始、就職のために必要な知識・技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金	
就職支度資金	就職するために必要な被服、身の回り品などの購入資金	
住宅資金	現在住んでいる住宅の増改築、補修するために必要な資金、または自ら居住する住宅を建築・購入するために必要な資金	
転宅資金	住居の移転に伴う敷金、権利金などの一時金に充てる資金	
医療介護資金	医療や介護を受ける際に自己負担分などに充てる資金	
生活資金	技能習得期間中、医療または介護を受けている間、失業期間中、またはひとり親家庭になって7年未満の世帯の生活資金	
結婚資金	扶養する児童または20歳以上の子が結婚するのに必要な資金	無利子
修学資金	高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専修学校に修学中の学費などに必要な資金	
就学支度資金	小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、短大、大学、大学院、専門学校、修業施設への入学及び入所に必要な資金	
修業資金	事業開始、就職のために必要な知識、技能を習得するために必要な授業料、材料費、交通費などの資金（修業施設在生）	

※高等学校等に修学中の児童が18歳到達の年度の末日に達したことにより児童扶養手当を受けることができなくなった場合、修学資金や修業資金に手当相当額の加算が受けられます。

詳しくはこちら▶



児童扶養手当を受けている世帯の方は、通勤定期運賃が3割引となります。

（通学定期は対象外）

- 事前に子育て支援課で証明書の発行を受ける必要があります

《必要なもの》写真（タテ2cm×ヨコ1.8cm、6か月以内に撮影したもの）、
児童扶養手当証書



就職や転職をする方を応援します

ひとり親家庭住宅支援資金

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方を対象に、
家賃について償還免除付きの無利子貸付を行います。

- 申請を希望する方は、事前相談が必要です
- 貸付には審査がありますので、必ず貸付を受けられるとは限りません



《対象》

次のすべてに該当する方

- 児童扶養手当の支給を受けている
- 母子・父子自立支援プログラムを策定している
- 1年以内に就職または転職（所得の増加が見込まれる場合に限る）し、
かつ1年以上就労を継続する見込みがある

《貸付額》月額上限40,000円（貸付期間は12か月間まで）

償還免除や制度に関する問合せ

愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL052-915-8862

税の控除について

所得税や住民税で、ひとり親控除や寡婦控除が受けられる場合があります。
詳しくは、申告の際に豊橋税務署または市民税課（TEL51-2200）へお問い合わせください。

税の控除で影響のある一例

制 度	問合先
保育料	保育課 TEL51-2322
市営住宅使用料	豊橋市営住宅管理センター TEL57-1006
児童手当 母子家庭等日常生活支援事業利用料 母子家庭等高等職業訓練給付金	子育て支援課 TEL51-2320



母子・父子自立支援員による就労支援

TEL51-2320

一人ひとりの状況を聞き取りしながら、ハローワークと連携して相談支援を行います。お気軽にご相談ください。

1 就労相談

- 自立支援員が、ひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、一人ひとりの状況を聞き取りながら、仕事探しを応援します
- 就労支援プログラムを策定し、一人ひとりの状況に応じた支援を行います

2 生活保護受給者等就労自立促進事業

- 児童扶養手当の受給者を対象に、ハローワークと共同で実施している事業です
- 自立支援員との面談の上、この事業に参加すると、ハローワークの担当者による個別の支援を一定の期間受けられます

母子家庭等就業支援センターの各種事業

TEL51-2320

職業紹介や講習会の開催、情報提供など、一貫した就業支援サービスや、養育費相談などの生活支援サービスを行っています。子育て支援課を経由して手続きが必要です。

1 無料職業紹介

就職を希望される方へ、求人情報の提供や職業紹介を行います。

2 就業支援講習会

働くための技能・資格を習得する就業支援講習会を実施しています。会場は、名古屋市はじめ愛知県内です。一部、豊橋市の会場もあります。

- 《講習内容》 パソコン講習・経理事務・介護職員初任者研修など
- 《日程》 講習内容により、曜日・回数ともに異なります。
- 《対象》 母子家庭の母と寡婦の方（一部、父子家庭の父も可）
- 《定員》 各20名程度
- 《受講料》 無料（教材費、交通費は自己負担）
- 《申込み》 各講習の募集期間内に、子育て支援課で受付



3 求人情報メール配信サービス

携帯電話・インターネットで、求人情報の検索や配信が受けられるサービスです。

4 法律相談

養育費など、弁護士や司法書士による相談を行います（予約制）。

愛知県母子寡婦福祉連合会 TEL052-915-8862

市を經由して手続きが必要なものもありますので、
まずは、子育て支援課（TEL51-2320）へお問い合わせください。



母子・父子家庭等自立支援給付金

TEL51-2320

ひとり親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修業する場合などに、給付金を支給します。いずれも**母子・父子自立支援員への事前の面談が必要です。**

1 自立支援教育訓練給付金

就職やキャリアアップのため、指定された教育訓練講座を受講した方に、給付金を支給します。
講座受講前にご相談ください。

《対象要件》 児童扶養手当の受給者で（またはそれと同水準で）、就職（増収）のためにその教育訓練が必要と認められること

《支給額》 対象講座の受講料の6割相当額（下限12,001円で、上限20万円）
専門実践教育訓練の場合は、修学年数×40万円（最大160万円）

※雇用保険の一般教育訓練給付金の支給を受けている場合、自立支援教育訓練給付金は差額分の支給となります。

対象となる講座は

厚生労働省の教育訓練給付制度講座検索システムで
ご確認ください。



2 高等職業訓練促進給付金・訓練修了給付金

看護師や介護福祉士など、経済的自立に効果的な資格を取得するため、6か月以上養成機関で修業する場合、修業期間中の生活の負担軽減のための給付金を支給します。**修業開始前**にご相談ください。

《対象要件》

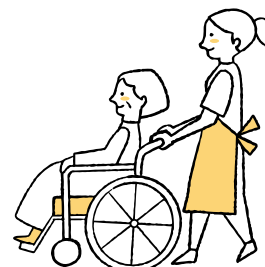
- 児童扶養手当の支給を受けており（またはそれと同水準で）、既求職者支援制度や雇用保険法24条に定める訓練給付金等の受給がないこと
- 6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 就業または育児と修業との両立が困難であると認められること

《支給期間》 修業期間の全期間（上限4年）

《支給額》 ●市民税非課税世帯の方は、月額10万円、修了時50,000円

●市民税課税世帯の方は、月額70,500円、修了時25,000円

※最後の12か月間は、4万円増額



Learn

04

学びのはなし



子どもの学習支援「学習教室ステップ」

TEL51-2320

- ひとり親家庭などの子どもの学習を、大学生の講師が中心となって支援します
- 教科書やワーク・宿題などを持参し、各自のペースで勉強を進めながら、苦手な教科やわからないところがあれば、大学生の講師にやさしく教えてもらえます
- 45分集中して勉強・15分休憩を3回繰り返します
- 休憩中には、勉強以外の話をしながら楽しく過ごせます

《対 象》ひとり親家庭などの小学校4年生～高校生

《利 用 料》無料

《会場など》

会 場	開催日	定 員	時 間
カリオンビル	毎週土曜日	45名	午後1時30分から 午後4時30分まで
豊校区市民館	第1・3土曜日	15名	
南部窓口センター	第2・4土曜日	10名	
青少年センター	第2・4日曜日	20名	
視聴覚教育センター	第2・4土曜日	15名	午後1時から 午後4時まで

※小学生はカリオンビルと視聴覚教育センターのみ

《申 込 み》事前登録が必要です。子育て支援課で随時受け付けていますので
お気軽にお問い合わせください。

学習支援コーディネーター（元・教員）による 無料相談も実施中！

子どもの学習のことや、進路のこと、生活の悩みなど、
何かお悩みがあればお気軽に相談してください。
※予約制ですので、まずはお電話でお問い合わせください。



より良い条件での就職や転職の可能性を広げ、安定した雇用につなげていくため、ひとり親家庭の方の学び直しを支援します。

《対象要件》 高校を卒業していないひとり親家庭の児童扶養手当の受給者（または収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準の方）もしくは子が、高等学校卒業程度認定試験合格に向けた講座を修了した場合・合格した場合に、給付金を支給します。

《支給額》

	通信制		通学または通学・通信併用	
	支給額	上限	支給額	上限
開始時	受講費用の4割	① 10万円	受講費用の4割	① 20万円
修了時	受講費用の1割	② ①と合わせて12万5千円	受講費用の1割	② ①と合わせて25万円
合格時	受講費用の1割	③ ①②と合わせて15万円	受講費用の1割	③ ①②と合わせて30万円

※③は受講修了日から起算して2年以内に高卒認定試験に全科目合格した場合に支給

※高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外

《申込み》 **講座受講前**に母子・父子自立支援員へご相談ください。



その他の支援

●就学援助制度

学校教育課（TEL51-2825）

経済的な理由により就学にお困りの方に対し、小・中学校での給食・学用品費など費用の一部を援助します（所得制限あり）。

●私立高等学校授業料補助金（全日制・定時制・通信制）、私立専修学校高等課程等授業料補助金

各学校または教育政策課（TEL51-2805）

子どもが私立高等学校などに就学する保護者の経済的負担軽減のため、所得に応じて授業料の一部を助成する制度があります。

●奨学金と高等教育の修学支援新制度

日本学生支援機構（TEL0570-666-301）または各学校の学生課や奨学金窓口

経済的な理由により大学などへの進学にお困りの方に、必要な資金を貸付ける奨学金制度があります。また、高等教育の修学支援新制度により、住民税非課税世帯とそれに準ずる世帯の学生は、「授業料・入学金の減免」と「給付型奨学金」による手厚い支援を受けられます。

《対象となる学校》

大学・短期大学・高等専門学校（4・5年次、認定専攻科）・専門学校など

詳しくはこちら▶



※母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）については、12ページをご覧ください。



生活のはなし



子育て短期支援（ショートステイ・トワイライツステイ）

TEL51-2233

病気や冠婚葬祭などのため一時的に児童の養育ができない場合や、保護者が仕事により平日の夜間または休日に不在となる場合、児童養護施設等で児童を一時的に預かります。

	ショートステイ	トワイライツステイ
利用料	2歳未満 日額5,350円 2歳以上 日額2,750円	夜間（午後4時～翌日午前9時）日額 750円 休日（午前8時～午後6時）日額1,350円 ※別途、給食費が必要
利用期間	7日以内	

- 利用にあたっては、子育て支援課への事前申込が必要です
- 世帯の課税状況によって、利用料の減免を受けられる場合があります

ファミリー・サポート・センター

TEL56-7500

子育ての援助を受けたい人と援助したい人がネットワークを作り、お互いに助け合う会員組織です。会員登録には、センターが実施する講習会への参加が必要です。

《対象児童》 0歳児～小学6年生

《支援内容》 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり、保育園等への送迎など

《利用料》 子ども1人につき1時間あたり600～800円

※ひとり親世帯等の会員には市が利用料の一部を補助します（事前登録必要）。

ひとり親家庭等日常生活支援

TEL51-2320

自立のための就業や疾病等により、一時的に日常生活に支障が生じた方へ、生活援助を行う支援員を派遣します。

《支援内容》 食事のお世話や住居の掃除、身の回りのお世話、医療機関との連携など、日常生活上必要な用務においてシルバー人材センターから支援員を派遣します（月5回まで）。支援を希望する場合には、事前登録が必要です。

《利用料》 生活援助等 1時間300円（非課税世帯は0円）

その他の支援

●保育園、認定こども園 各園または保育課 (Tel51-2322)

就労や病気等の理由により家庭で保育ができない児童を、保護者にかわって保育します。
入園にあたっては、保育園・認定こども園での手続きが必要です。

●児童クラブ、放課後子ども教室 生涯学習課 (Tel51-2856)

学校から帰宅しても保護者が勤務等により不在となる家庭の小学生が、
放課後を安全かつ安心して過ごすことのできる場所です。
利用料が必要ですが、減免・助成を受けられる場合があります。



●放課後等デイサービス 障害福祉課 (Tel51-2347)

障害のある就学中の児童に対し、生活能力向上のために必要な訓練や、地域社会との交流促進のための支援を行います。

●フードバンク 子育て支援課 (Tel51-2325)

収入が減少するなど支援を必要としているひとり親世帯などを対象に食品を配布する取り組みです。年に数回実施します。

●相談窓口

ひとりで悩まずに、まずはお電話ください。

内 容	窓 口	電 話
子育てに関する総合相談	こども未来館「ここにこ」	21-5528
育児の悩み	こども保健課 (ほいっぶ内)	39-9160
子どもの発達	こども発達センター (ほいっぶ内)	39-9200
教育一般・不登校・いじめ	教育会館相談室	33-2115
虐待・子育ての悩み	こども若者総合相談支援センター「ココエール」	51-2327
家庭・子育ての悩み	家庭児童相談室	54-7830
非行・ひきこもり・子の就労	子ども・若者総合相談窓口	51-2855
母子・父子家庭相談	豊橋市母子福祉会	56-7100

豊橋市母子福祉会のご案内

母子福祉会は、母と子のふれあいや、母子家庭の交流を大切に
年会費1,000円で、さまざまな行事や事業を行っています。

ご相談、お問い合わせは…

豊橋市八町通5丁目9番地 八町地域福祉センター5階

豊橋市母子福祉会 Tel56-7100

火・木曜日 午前9時～午後3時

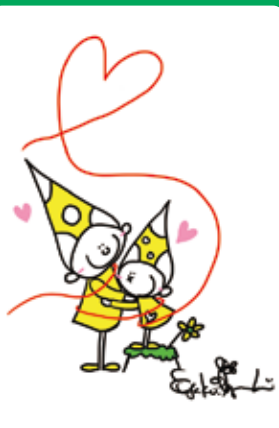


最新情報を
LINEでお届け!

LINE


公式アカウント 豊橋市ひとり親 家庭支援LINE

児童扶養手当などの支給日や
ひとり親家庭の子育て経験談、
各種講習会などの支援情報を
定期的にお届けします。
自立支援員への相談フォーム
もあります。
ぜひ登録してください。



LINEアプリの「友だち追加」から
QRコードを読み取るか、
ID「138ovbjc」を検索して
登録してください。



 豊橋市

豊橋市 こども未来部 子育て支援課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地
電話 ☎0532-51-2320・2321
<https://www.city.toyohashi.lg.jp>
令和5年7月発行